

焼津市地域おこし協力隊設置要綱

(設置)

第1条 市長は、域外の人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図り、もって人口減少への対策、地域の活性化及び地域の魅力を発信するため、地域おこし協力隊推進要綱(平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知。以下「推進要綱」という。)に基づき、焼津市地域おこし協力隊(以下「協力隊」という。)を設置する。

(協力隊の活動)

第2条 協力隊の隊員は、次に掲げる活動(以下「地域活動」という。)を行うものとする。

- (1) 地域の魅力発信業務の企画及び実施
- (2) 地域資源の発掘及び振興
- (3) 地域、観光イベントの運営及び支援
- (4) 地域間交流及び移住促進支援
- (5) その他市長が認めた活動

(隊員の募集)

第3条 市長は、協力隊の隊員(以下「隊員」という。)を受け入れようとするときは、市の広報紙、ホームページ等により、募集要項等を掲載するものとする。

2 隊員になろうとする者は、焼津市地域おこし協力隊応募申込書(第1号様式)に必要書類を添え、市長に提出しなければならない。

(隊員の要件等)

第4条 隊員は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に規定する欠格条項に該当しない者
- (2) 普通自動車運転免許を有している者
- (3) 生活の拠点が3大都市圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域全部をいう。以下同じ。)内にあつて条件不利地域(過疎、山村、離島、半島等の地域である市町村をいう。以下同じ。)でない都市地域又は3大都市圏外にあつて条件不利地域でない都市地域から焼津市に住民票を異動させた者。ただし、委嘱前に焼津市内に定住又は定着している者(既に住民票を異動している者等をいう。)を除く。
- (4) 心身ともに健康で、熱意をもって誠実に職務ができる者

2 市長は、前条第2項に規定する申込書の提出があつたときは、委嘱の是非について審査し、速やかに焼津市地域おこし協力隊(採用・不採用)決定通知書

(第2号様式)により通知する。

(委嘱等)

第5条 市長は、隊員となる者に委嘱状及び焼津市地域おこし協力隊身分証明書(第3号様式。以下「身分証明書」という。)を交付する。

2 隊員の委嘱期間は、1年以内とし、最長3年まで延長することができる。

(隊員の責務等)

第6条 隊員は、地域活動に従事するときは、身分証明書を常に携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

2 隊員は、身分証明書を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又はこれを変造してはならない。

3 隊員は、身分証明書を紛失し、又は破損したときは、直ちにその旨を市長に届けなければならない。

4 隊員は、その職の信用を傷つけ、又は市の不名誉となるような行為をしてはならない。

(解嘱)

第7条 市長は、隊員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解嘱することができる。

(1) 辞任の申し出があったとき。

(2) 法令又は前条の規定に違反したとき。

(3) 焼津市から転出したとき。

(4) 隊員としてふさわしくない非行があったとき。

(5) 地域活動を怠ったとき。

(6) 地域活動に必要な適性を欠くとき。

(7) 心身の故障のため、地域活動の遂行が困難になったとき。

(8) 第12条に定める審査会が不相当と認めたとき。

(辞任)

第8条 隊員は、辞任しようとするときは、焼津市地域おこし協力隊隊員辞任申請書(第4号様式)を提出し、市長の承認を得るものとする。

(地域活動報告)

第9条 隊員は、地域活動に従事したときは、焼津市地域おこし協力隊活動日報(第5号様式。以下「日報」という。)を作成し、翌月の5日までに焼津市地域おこし協力隊活動月報(第6号様式。以下「月報」という。)を添えて市長に提出するものとする。

2 隊員は、焼津市地域おこし協力隊活動年報(第7号様式。以下「年報」という。)及び焼津市地域おこし協力隊成果報告書(第8号様式。以下「成果報告書」という。)を作成し、事業実施翌年度の4月10日までに市長に提出するも

のとする。

3 隊員は、委嘱期間の途中で事業が完了したとき又は解嘱されたときは、事由発生日から起算して10日以内に日報、月報、年報及び成果報告書を提出するものとする。

(経費等)

第10条 地域活動に対する報償及び地域活動に必要な経費の支給に関しては、別表に定めるところによる。

(守秘義務)

第11条 隊員は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査会)

第12条 市長は、次に掲げる審査等を行うため、焼津市地域おこし協力隊審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(1) 隊員の選定

(2) 年度ごとの地域活動の内容評価

2 審査会の長は企画担当部長とし、審査会の委員は企画担当課長及び第2条に規定する活動の所管課長その他市長が必要と認める者をもって構成する。

3 審査会は、第2条に規定する活動の所管部署から審査すべき事項について説明を求めることができる。

4 審査会の庶務は、企画担当課において処理する。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成29年焼津市告示第189号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和2年焼津市告示第100号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和4年焼津市告示第35号)

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第10条関係）

区 分	内 容	金 額
活動報償 （源泉徴 収あり）	地域活動に対する 隊員への報償	月額 200,000 円とする。ただし、月の途中で委嘱又は解嘱のあった場合は、その月の属する日数で除した額に、当該月に在職した日数を乗じて得た額とする（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）
	市内住居借上料	契約額の実費（共益費及び駐車場代を含み、水道光熱費を除く。）とし、50,000 円を上限とする。
	活動車両の燃料費	月額 15,000 円を支給する。ただし、月の途中で委嘱又は解嘱のあった場合は、その月の属する日数で除した額に、当該月に在職した日数を乗じて得た額とする（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）
地域活動 に必要な 経費及び 物品	活動旅費等に要する 経費	予算の範囲内で実費とする。ただし、旅費は焼津市職員の例による。
	活動に伴う施設使 用料	予算の範囲内で実費とする。
	地域活動に要する 消耗品	
	活動に伴う損害賠 償保険	
	その他地域活動に 要する経費等	市と協議の上、必要に応じて支給する。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

（宛先）焼津市長

住 所
氏 名
連絡先

⑩

焼津市地域おこし協力隊応募申込書

焼津市地域おこし協力隊として、地域協力活動を行いたいので、焼津市地域おこし協力隊設置要綱第3条第2項の規定により応募します。

添付資料

- 1 履歴書
- 2 住民票の写し

第2号様式（第4条関係）

年 月 日
号

様

焼津市長 印

焼津市地域おこし協力隊（採用・不採用）決定通知書

次のとおり、決定しましたので通知します。

1 焼津市地域おこし協力隊（採用・不採用）

2 委嘱しようとする期間

年 月 日から 年 月 日まで

第3号様式（第5条関係）

（表）

焼津市地域おこし協力隊身分証明書		第 号
写真 正面、脱帽にて3箇 月以内に撮影したも の	氏 名 生年月日	上記の者は焼津市地域おこし協力隊設置要綱第1条 に規定する地域おこし協力隊の隊員であることを証明 する。
有効期間	年 月 日から	年 月 日まで
焼津市長		印

（裏）

注意事項
1 隊員は、地域活動に従事するときは、身分証明書を常に携帯し、関係者から 請求があったときは、これを提示しなければならない。
2 隊員は、身分証明書を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又はこれを変造して はならない。
3 隊員は、身分証明書を紛失し、又は破損したときは、直ちにその旨を市長に 届けなければならない。
4 隊員は、その職の信用を傷つけ、又は市の不名誉となるような行為をしては ならない。

第4号様式（第8条関係）

焼津市地域おこし協力隊隊員辞任申請書

年 月 日

（宛先）焼津市長

氏名 ⑩

次の理由により、焼津市地域おこし協力隊の隊員を辞任したいので、申請します。

辞任希望年月日	年 月 日
辞任理由	

備考 申請者本人が署名及び押印すること。

第6号様式（第9条関係）

年 月 日

（宛先）焼津市長

氏 名 印

焼津市地域おこし協力隊地域活動月報

焼津市地域おこし協力隊設置要綱第9条第1項の規定に基づき次のとおり報告します。

活動報告年月	年 月
活動内容	
翌月の活動内容 （予定）	
要望又は意見等	

第7号様式（第9条関係）

年 月 日

（宛先）焼津市長

氏 名 ⑩

焼津市地域おこし協力隊地域活動年報

焼津市地域おこし協力隊設置要綱第9条第2項の規定に基づき次のとおり報告します。

活動期間	年 月 日から 年 月 日まで
活動内容	
活動に対する 今後の課題	
要望又は意見等	

第8号様式（第9条関係）

年 月 日

（宛先）焼津市長

氏 名 ⑩

焼津市地域おこし協力隊成果報告書

焼津市地域おこし協力隊設置要綱第9条第2項の規定に基づき次のとおり報告します。

事業全体の進捗状況	
最終目標に対する達成度	
現状の課題	
課題解決の具体的方法	
意見又は所感	

※本様式に限らず、別様式での提出も可とする。